行旅死亡人

本籍広島県安芸郡坂町坂西２丁目4498番地、住所不詳、氏名中本政夫、昭和36年４月11日生、年齢50歳、性別男性、身長160センチメートル位、痩せ型､所持品は茶色のジャンパー､クリーム色長袖シャツ、灰色長袖ボーダーシャツ、水色半袖シャツ、紫色ジャージズボン、黒色のパンツ、黒色靴下、腕時計

上記の者は、平成24年２月18日に稲沢市西島一丁目52番地恵日寺境内北西隅にて遺体で発見されたものです。身元引受人不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成 24 年３月 27 日

愛知県　　稲沢市長　大野　紀明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～60代の男性、身長149㎝、やせ型、白髪まじりの頭髪、着衣は灰色ジャンパー、茶色カーディガン、茶色作業ベスト、紺色作業ズボン等

上記の者は、平成24年２月29日､大淀川右岸(太田１丁目付近）にて浮いているところを発見。その後、調査が行われたが身元が判明しなかったものである。

遺体は平成24年３月６日火葬に付し、遺骨は養護老人ホーム明星園に保管。心当たりの方は、宮崎市福祉部福祉総務課まで申し出てください。

平成 24 年３月 27 日

宮崎県　　宮崎市長　戸敷　　正

無縁墳墓等改葬公告

大庭台墓園内の墳墓使用状況適正化のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 24 年３月 27 日　　神奈川県藤沢市

１　墳墓等の名称及び所在地

藤沢市大庭台墓園

神奈川県藤沢市大庭3782番地

１　区画番号

23区12列41番、29区１－４列10番

１　使用者の本籍及び氏名

神奈川県藤沢市善行７丁目3411番地　小松（佐藤）スガ子、横浜市戸塚区汲沢町524番地　横澤晴子

１　死亡者の本籍及び氏名

神奈川県藤沢市善行７丁目3411番地　小松（佐藤）スガ子、神奈川県藤沢市用田785番地５　小倉宇吉、小倉み津子、栃木県上都賀郡西方村大字本城1145番地　小倉ギン、小倉ワカ、小倉米吉、岩手県気仙郡住田町瀬田米駅117番地　横澤和惠、神奈川県藤沢市藤沢５丁目３番　横澤具足

１　改葬を行おうとする者

神奈川県藤沢市朝日町１番地の１

藤沢市長　鈴木　恒夫

１　問い合わせ先

神奈川県藤沢市朝日町１番地の１　藤沢市役所　保健医療福祉課　電話0466（50）3518

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定に基づく宇都宮都市計画事業石橋町下古山土地区画整理事業の清算金を供託しましたが、供託済の通知を送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成 24 年３月 27 日

宇都宮都市計画事業

石橋町下古山土地区画整理事業

施行者　下野市

代表者　下野市長　広瀬　寿雄

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所（又は最後の住所）

⑴秋吉　　淳　栃木県下野市下古山三丁目15番地28

⑵岩上善三郎　栃木県下野市下古山257番２

⑶金井　忠松　栃木県下野市下古山280番２

⑷倉井宇源治　栃木県下野市下古山281番２

⑸倉井　哲造　栃木県下野市下古山286番２

⑹小林　新多　栃木県下野市下古山211番２

⑺高山藤之進　栃木県下野市下古山216番２

⑻高野　定治　栃木県下野市下古山371番２

⑼高橋　藤太　栃木県下野市下古山371番２

⑽金井　嘉市　栃木県下野市下古山371番２

⑾高橋清五郎　栃木県下野市下古山371番２

⑿高橋　シゲ　栃木県下野市下古山371番２

⒀高橋松二郎　栃木県下野市下古山371番２

⒁高橋　竹七　栃木県下野市下古山371番２

２　通知の内容

土地区画整理法第110条第１項の規定に基づく清算金について別紙清算金供託済通知書のとおり供託しました。

なお、別紙通知書は掲載を省略し、下野市建設水道部区画整理課内で閲覧できます。

公示送達

都城市公告第 255 号

都城市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定取消通知、仮換地指定通知並びに他の宅地についての仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 24 年３月 27 日

高崎都市計画事業新田土地区画整理事業

施行者　都城市

代表者　都城市長　長峯　　誠

１　書類の送付を受けるべき者

住所　宮崎県都城市高崎町大牟田1247番地

氏名　竹中フヂエ法定相続人竹中重忠

２　通知の内容

①　平成24年３月１日付け都高崎第2169号土地区画整理法第98条第１項及び第５項による仮換地指定取消通知

②　平成24年３月１日付け都高崎第2169－２号土地区画整理法第98条第１項及び第５項による仮換地指定通知

③　平成24年３月１日付け都高崎第2169－３号土地区画整理法第98条第１項及び第５項による他の宅地についての仮換地指定通知

３　送達の内容

①　書類の送達を受けるべき者が都城市高崎町大牟田字新田1272－２に所有する宅地（山林250㎡）について、平成11年12月15日付け高崎Ｍ第119－27号でした他の宅地についての仮換地指定及び同日付け高崎Ｍ第121－23号仮換地指定は、換地計画の変更により取消します。

以上、土地区画整理法第98条第５項の規定により通知します。

②　書類の送達を受けるべき者が都城市高崎町大牟田字新田1272－２に所有する宅地（山林250㎡）について、土地区画整理法第98条第１項の規定により都城市高崎町大牟田字新田３街区18（185.37㎡）に仮換地を指定します。

前記仮換地指定の効力は平成24年４月20日より発生します。なお、仮換地について使用又は収益を開始することができる日は別に定めて通知します。

以上、土地区画整理法第98条第５項及び同法第99条第２項の規定により通知します。

③　書類の送達を受けるべき者が都城市高崎町大牟田字新田1272－２に所有する宅地（山林250㎡）について、土地区画整理法第98条第１項の規定により都城市高崎町大牟田字新田３街区保留地２号（33.49㎡）の一部及び同３街区保留地５号（41.26㎡）の一部に他の宅地についての仮換地を指定します。

前記仮換地指定の効力は平成24年４月20日より発生します。なお、仮換地について使用又は収益を開始することができる日は別に定めて通知します。

以上、土地区画整理法第98条第５項及び同法第99条第２項の規定により通知します。

４　通知の掲示場所

都城市高崎町大牟田1224番地14の下新田公民館掲示板

教示

これらの通知について不服があるときは、これらの通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、これらの処分があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に都城市を被告として取消訴訟を提起することができます。

以上